

## 令和 7 年度

### 第 1 回草津市こども若者会議 会議録

■日時：令和 7 年 8 月 2 8 日（木） 1 3 時 3 0 分～1 5 時 3 0 分

■場所：草津市役所 8 階大会議室

■出席委員

浅田委員、浅野委員、薄田委員、宇野委員、神部委員、佐藤委員、左寄委員、杉江委員、園委員、大門委員、津田委員、土田委員、中島委員、西倉委員、本田委員、三小田委員、横江委員、渡井委員

■欠席委員

石井委員、三反田委員、高尾委員、永田委員

■事務局

橋川市長

こども若者部：山本部長、板垣理事、松永副部長、松尾副部長

こども若者政策課：織田課長、小島課長補佐、河合係長

関係課：こども家庭若者課、幼児課、幼児施設課、子育て相談センター、  
発達支援センター、家庭児童相談室、児童生徒支援課、生涯学習課、  
人とくらしのサポートセンター

■傍聴者

0 名

#### 1. 開会

---

<委員 2 2 名中 1 8 名の出席、事務局より開会を宣言>

#### 2. 挨拶

---

<草津市長より挨拶>

#### 3. 委員・事務局紹介

---

<委員・事務局紹介>

#### 4. 草津市こども若者会議の概要、審議案件について

---

【事務局】

<資料2説明>

#### 5. 委員長・副委員長の選任、職務代理者について

---

委員より事務局提案を求める意見あり。

事務局から神部委員を委員長に提案し、一同了承。

副委員長の立候補者がいなかったため、委員長から土田委員を副委員長に提案し、一同了承。

立候補により佐藤委員が職務代理者に指名された。

#### 6. 議事

---

##### (1) 計画の実績および実施内容について

【事務局】

<資料3-1、3-2、3-3説明>

<事前質問に対する回答>

【事務局（こども若者政策課）】

資料2について、当会議の目的や、会議での意見がどのように反映されるのかについての質問です。目的につきましては、条例や規則で定まっている通りでございます。意見の反映につきまして、昨年度の例では、こども・若者計画の策定にあたって、複数回の会議を通じて、会議での答申をいただき、その後パブリックコメントの実施により、市民の皆さまに広く意見を募った上で、さらに市での議論を行い、最終決定をしていくという流れで実施いたしました。計画の策定段階から、委員の皆さまよりご意見をいただき、反映をさせていただいております。

【事務局（こども若者政策課）】

資料3-2の7ページ、「子育てのしやすさ」に関するアンケートについてです。9割近い人が、子育てのしやすさに満足しているという結果が出ていますが、どの年代の人が満足されているのかという質問がございました。

一番下のお子さんが未就学児童の世帯では、89.3%が満足と答えており、小学生の世帯では83%、中学生の世帯では83.8%が満足という結果でありました。お子さんが何人かいらっしゃる場合は、一番下のお子さんの年齢によって世帯を分類しておりますので、ご注意ください。小中学生の世帯になりますと、満足と回答する割合が少し下がるということについて、市から見解を申し上げるのは非常に難しいですが、こどもが小さい間は各公共サービスが保護者の身近なところで提供される機会がある一方で、小中学校では学校教育を通して直

接こどもに提供されます。また、子供の発達面や学習面での悩みが増えていくことから、この結果に結びついているのではないかと思います。

**【事務局】**

事業番号 8 の「産後ケア事業の実施」について、利用者の利用ハードルを下げてほしいというご意見です。「初回の説明時に「寝返りの出来ない生後 4 ヶ月までの子供」と説明が無かったため、満足に活用出来なかった。」「施設へ泊まる時の持ち物の説明が不十分だったようで、施設で追加のオムツを購入することになった」「母体の疲労で利用をリクエストしたところ頼れる人が他にいるなら施設を利用出来ないと断られ、疲労が溜まった。」という経験があったため、産後ケア事業の利便性を高め、利用ハードルを下げてほしいという要望です。

**【事務局（子育て相談センター）】**

1 点目は、初回利用時に説明不足があったというご指摘についてです。説明不足により事業を満足に活用できなかったとのことで、大変申し訳なく思っております。実施施設は限られていますが、お子さんの段階に応じて、少し難しくても受け入れている施設もございます。申請の際に、担当者から十分な説明を行うよう徹底してまいります。

2 点目は、持ち物の説明不足についてです。利用施設や利用日時・時間帯によって状況が異なるため、申し込み先の施設のホームページを確認するか、直接問い合わせるようご案内しております。今後は、施設側からも利用者に十分な説明が行われるよう、改善を検討してまいります。

3 点目は、利用対象者についてです。この事業は、家族等から十分な支援を受けられない方を対象としています。そのため、事前に利用者の支援状況等をヒアリングし、対象となるかどうかを慎重に判断させていただいております。

**【事務局】**

事業番号 11 の「草津っ子サポート事業」と事業番号 12 の「多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業」について、「この事業に関わる人は、全員日本版 DBS での照合を必須としているのか。費用がかかっても強い需要があると思う。」という質問です。

**【事務局（こども家庭若者課）】**

この両事業につきましては、必ず保護者とこどもが一緒にいる場でのサービス提供となるため、従事者とこどもだけになることはございません。また、本事業につきましては、従事者個人との契約ではなく、事業所との委託事業であるため、現時点において従事者に対して日本版 DBS の照合を実施しておりません。

【事務局】

事業番号 33 の「保育士等の確保」について、「現職の方の不満で多い声は何なのか（アンケート結果に沿って教えてほしい）。また、それに対する取り組みは何があるか。」という質問です。

【事務局（幼児課）】

アンケートにつきましては、令和 2 年 2 月に滋賀県のホームページで公表された調査がございます。不満の声の中で、最も多くの割合を占めるものが「給与面」であり、52.5%と概ね半分の割合を占めております。その他につきましては、「休日・休暇取得」「仕事量の多さ」「仕事の責任の重さ」等が挙げられている状況でございます。それに対する対応としましては、まずは国が全国一律で処遇改善の取組を実施しております。草津市としても、事業として国の取組に上乘せする形で、奨学金の返済支援や宿舍の借り上げ支援、新規採用の方に一時金を支給するといった支援を加えております。さらに、保育士の業務負担を軽減するため、草津市では保護者が負担する保育所のおむつを完全無償化しています。おむつを市で一括購入し、施設に配布することによって、保護者の金銭的な負担だけでなく、保育士の業務負担軽減にも努めているところでございます。

【事務局】

事業番号 57 の「第 3 子以降保育料無償化事業（市単独）」について、「第 2 子無償化について、大変魅力的である。実現に向けて必要な情報・データは何になるのか。」という質問です。

【事務局（幼児課）】

第 2 子無償化につきましては、現在、第 3 子以降は保育料無償化を実施しており、第 2 子は保育料を半額としております。その他保育料につきましては、国の基準よりも草津市の基準のほうが低く設定しております。第 2 子無償化の実現に向けて必要なデータについては、対象者がどれくらいいるのかということに加え、保育料の無償化をすると、保育需要が増加するというデータがありますので、保育需要の増加に伴い、待機児童がどれくらい発生するのかということを検討していく必要があります。また、社会的な問題として物価高騰がありますが、現在、給食の材料費が上がっているものの、国の補助金や市の負担分で給食費を上げずに対応している事業もございます。選択と集中で、第 2 子無償化についても国や県の動向を踏まえながら考えていく必要があると思っております。

【事務局】

事業番号 61 の「つどいの広場運営事業」について、「つどいの広場運営事業の利用者増加を目指すことについて、現時点の利用者数と目標とする利用者数が知りたい。」という質問で

す。

【事務局（子育て相談センター）】

つどいの広場運営事業につきましては、主に3歳未満の子育て家庭の方が気軽に集い、親子交流や子育て相談ができる場として、現在、長寿の郷ロクハ荘内に1か所設置しております。利用者数につきましては、令和5年度は2,778人で、令和6年度は3,310人と昨年度から増加しており、コロナ禍以前の状況に戻ってきております。

今後も相談事業やイベント等を企画しながら、より利用しやすくなるように努め、令和7年度の地域子育て支援拠点事業における全体の見込み数である116,333人を目標としてさらなる利用促進を図ってまいりたいと考えております。

【事務局】

事業番号73の「ファミリー・サポート・センター事業の推進」について、「ファミリー・サポート・センターの会員数と、その利用者のマッチにおいて何か課題はないか知りたい。また、それに対してどのような対策を考えているか。」という質問です。

【事務局（子育て相談センター）】

ファミリー・サポート・センターの会員数につきましては、令和6年度で依頼会員が1,775人となっており、令和5年度の1,723人から増加しております。利用者と提供者のマッチングにおける課題としては、共働き世帯の増加や、ニーズの多様化に伴い、事業を提供する側の会員確保が難しくなっていることが挙げられます。この解決策としましては、ファミリー・サポート・センターの提供会員を増やすため、広報誌やホームページ、子育て応援サイトでの情報掲載や、各地域子育て支援施設での出張登録会を実施しています。また、各地域子育て支援施設やまちづくりセンター、図書館、こども園、小学校など関連施設にチラシを配布し、周知活動を広く行っているところでございます。

【事務局】

事業番号96の「放課後こども教室」について、「放課後こども教室のこどもの参加率はどれぐらいでしょうか。また、なぜこの2校だけなのでしょう。」という質問です。

【事務局（生涯学習課）】

放課後こども教室の参加率でございますが、現在、志津南小学校と笠縫小学校の2校で実施しており、参加率は共に約40%です。

なぜこの2校だけなのかということに関しましては、放課後こども教室の開催にあたり、地域コーディネーターが支援員として参加する必要があることや、余裕教室の状況等を学校と調整していく必要があります。そのため、実施を引き受けてくださる学校との調整を進め

た結果、現状ではこの2校での実施となっています。

【事務局】

事業番号 97 の「草津市こどもはぐくみ事業（こども食堂支援事業）」について、「こども食堂支援事業について、利用数や実施事業者数、空きが出ている地域が知りたい。」という質問です。

【事務局（こども家庭若者課）】

こども食堂の実施事業者数につきまして、令和6年度末において、本市が把握している数は20か所あり、そのうち「草津市こどもはぐくみ事業（こども食堂支援事業）」を利用している事業者は8団体ございます。空きが出ている地域につきましては、以前は玉川中学校区で把握ができておりませんでした。現在では市内の全ての中学校区でこども・若者の食を提供する活動を把握しております。

【事務局】

事業番号 99 の「学校問題相談支援事業（SSW派遣事業）」について、「こどもを取り巻く様々な環境の調整・改善に向けての支援とありますが、どのような問題があってどのように改善されたのでしょうか。」という質問です。

【事務局（児童生徒支援課）】

スクールソーシャルワーカーは、児童生徒や保護者との面談を通して、適切な関係機関との連携を目指しております。改善事例としては、不登校により、児童生徒と学校との間に、心理的な距離感ができてしまった場合、保護者の要望に基づき必要性があると判断した際に、スクールソーシャルワーカーとの面談を実施し、スクールソーシャルワーカーからフリースクールなどを紹介することで、児童生徒が次のステップに進めるよう支援しています。

【事務局】

事業番号 112 の「地域協働合校の推進」について、「地域協働合校ではどのようなことをされていますか。」という質問です。

【事務局（生涯学習課）】

現在、各学校が地域の資源や特色を生かしながら、体験や交流活動を学校と地域で実施しております。具体的には、学校では、地域の方々からその土地の歴史を学ぶ活動や、こどもたちが主体となり、地域の課題を見つけて、その課題を解決するために提案・発信をしていく事業を実施しております。

また、地域におきましては、防災体験や宿泊体験、自然体験など、地域の資源や特性を生か

しながら、こどもと大人が共に学び合う体験や交流を実施しており、地域全体でこどもを育成するという事業を展開しているところでございます。

【事務局】

事業番号 144 の「家庭児童相談体制の充実」について、「対応が必要とされるケースに対して、家庭児童相談室の職員数が足りているのか知りたい。」という質問です。

【事務局（家庭児童相談室）】

相談体制につきましては、家庭児童相談室は現在、班体制としておりまして、相談員複数名に対して正規職員を班長として配置し、正規職員が相談員をフォローするような形で対応しているところでございます。現在、その体制で対象者への対応ができているものと考えております。

【事務局】

事業番号 147 の「ひきこもり相談・支援」について、「ひきこもりの方への取り組みで成果があった例を教えてください。また、取組件数（悩んでいる家庭の件数）と成果が出た例の割合を教えてください。」という質問です。

【事務局（人とくらしのサポートセンター）】

ひきこもりの相談支援について、相談機関のいずれかに繋がったことが、まず一つの成果だと考えています。もう少し進んだ成果として、生活困窮者就労準備支援事業の利用に繋がり、最終的に一般就労されたという例が数件ございます。しかし、一度一般就労や社会参加に繋がったとしても、それで相談が終わるわけではなく、相談を継続されている方が多い状況です。取り組み件数については、令和 6 年 9 月時点で把握している全体件数は 89 件でした。ただ、この全体件数の中での成果は、まだ把握していません。また、生活困窮者自立支援事業のうち、ひきこもりの方への支援に絞りますと、令和 6 年度は 74 件の相談を受けており、その中で、就労などの成果に繋がったケースの割合は、約 4.6%でありました。

【事務局】

事業番号 153 の「SOS の出し方教育」について、「こども・若者を育てる"支援者・親"を対象とした類似事業があるか知りたい。」という質問です。

【事務局（こども家庭若者課）】

支援者や保護者を対象とした類似事業は、申し訳ありませんが、現在は把握しておりません。SOS のキャッチ（察知）の仕方については、健康増進課と協力しながら、研修などで展開しているものがございます。

**【事務局】**

事業番号 191 の「こどもの居場所づくり事業（こどもの生活・学習支援事業）」について、「実施箇所 2 か所の設備と参加人数、補助金額について知りたい。」という質問です。

**【事務局（こども家庭若者課）】**

実施場所は、キラリエ草津とフェリエ南草津の貸館において、活動のための和室と食事提供のための調理室を利用して活動を行っています。

参加人数は、昨年度の実績で 12 人でした。補助金につきましては、本事業が委託事業であるため、委託料として事業者へお支払いしております。

**【委員長】**

ありがとうございます。事前に質問された方は、今の回答でご理解いただけましたでしょうか。事前の質問以外に、何かご質問あるいはご意見でもございましたら挙手していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【A 委員】**

保育所等の表記について、保育所（園）、保育所だけ、保育所等と、表記が違うのですが、何が違うのかということをお教えいただけたらと思います。

**【事務局】**

法律上の区分としては、保育所、幼稚園、認定こども園となっています。

保育所は法律上の名称ですが、一般的には「保育園」という名称もよく使われています。特に私立の場合は、昔から「保育園」という名前で呼ばれているところもあります。一般的に保育所という場合は、公立保育所を指すケースが多いです。保育所（園）という場合は、公私立の保育所を指すケースが多いです。また、保育所等の「等」には、最近増えている小規模保育施設や家庭的保育施設などが含まれます。

**【A 委員】**

ありがとうございます。資料のどこかに説明を入れてもよいのではないかと思います。

**【委員長】**

ありがとうございます。他の方はなにかご質問ありますか。

では、私からお願いがありまして、資料 3-2 の 7 ページにある「子育てのしやすさの満足度」についてです。「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせると、目標値をほぼ達成しており、非常に満足度が高い結果になっています。ただ、この数字だけで終わる

のではなく、子育て事業をより充実させていくためには、これだけ満足度が高いのであれば、いつまでも合わせて「87%」を目標にするのではなく、「そう思う」の割合を増やしていく必要があると思います。「そう思う」という明確な評価をされた方の割合はどの程度なのでしょう。もし分かれば教えていただきたいですし、もし分からなければ、後で委員の皆さんに教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

#### 【事務局】

この指標は毎年調査しており、次回の3月の会議で、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の各回答を細かく分類した資料を提示します。また、未就学児や小学生、中学生、不明など、各年代別の回答も詳しくお示しいたしますので、「そう思う」という割合がどのように変化しているかご案内させていただけたらと思います。一方で、対外的に資料を公開する際は、「そう思う」という項目だけに限定してしまうと、評価が低く見えてしまい、満足している人がどれくらいいるのかということに対して、誤解を生じてしまうという恐れがあるため、そのような一般的な受け止め方という部分と、この会議ではより深く掘り下げて見ていく必要があるという部分があるため、内訳を記載するといったような対応も良いのではないかと思います。

例えば、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が87.5%でありましたが、その内訳は「そう思う」と回答した方は641件、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は1,634件です。「どちらかといえばそう思わない」と回答した方は262件、「そう思わない」と回答した方は57件となっており、これらの内訳を見ると、「そう思う」と回答した方の割合は全体の約24.7%です。

#### 【委員長】

これは過去のデータと見比べ、上がっているのか下がっているのかいかがでしょうか。また、参考資料として資料を公開するときは、括弧書きして、「そう思う」の率を表記することで、「そう思う」の率の変化がわかるようにご検討いただけたらと思います。

#### 【事務局】

ありがとうございます。今も件数は出ているものの、割合として内訳については示していませんので、次回の会議の際に、全体の合計の推移と、内訳の推移がわかるようにしていけたらと思います。

#### 【委員長】

「そう思う」と「そう思わない」の推移を今後見ていくことで、我々が考えていく一つの指標になると思います。他になにかございますでしょうか。

**【B 委員】**

資料 3-2 の 2 ページ目、児童虐待防止に関する啓発の推進についてお伺いします。資料に FM ラジオでの周知活動を行ったと記載されていますが、ラジオ放送は実際に効果があるものなのでしょうか。また、啓発活動は、効果を検証し、改善していくような取り組みを行っているのか、確認したいです。

**【事務局】**

効果を測るための直接的な指標はもっておりませんが、様々な啓発活動を実施しています。具体的には、広報くさつや駅前での街頭啓発、県主催のイベントへの参加など、いくつかの啓発活動を毎年行っています。また、児童虐待の通告件数という観点では、現在のところ減少傾向にはなく、相談件数は高い水準にあります。このことから、地域住民や関係機関による虐待の発見や通告は、比較的順調に行われているものと考えています。

**【委員長】**

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

**【C 委員】**

資料 3-3 の事業 96、放課後こども教室についてお伺いします。児童育成クラブとの違い、有料なのか、無料なのか、事業の具体的な内容をもう少し詳しく教えてください。

**【事務局】**

児童育成クラブは、保護者の方が働いているご家庭のお子さんを対象にしています。一方、放課後こども教室は、すべてのお子さんが対象で、週 1 回、体験活動や宿題に取り組む場を無料で提供しています。学校の空き教室を利用し、地域コーディネーターや支援員を中心に、限られた時間ではありますが、こどもたちが宿題や様々な体験活動ができる場となるように努めています。

**【C 委員】**

この先、実施校は 2 校のままでしょうか。他の学校にも推奨していく感じでしょうか。

**【事務局】**

空き教室の確保や、地域コーディネーターが配置できるか、公立の児童育成クラブが学校の中にあるか等の立地条件を踏まえながら、学校と地域と調整するところから、徐々に進めていきたいと考えています。

**【C 委員】**

ありがとうございました。

【事務局】

補足であります。全小学校で放課後自習広場は実施しており、地域コーディネーターが実施している放課後こども教室は2校ですが、残った12校もなにもないわけではなく、見守りの方が配置されていて、自習をしていただける事業は教育委員会で別途実施されております。

【委員長】

放課後こども教室は、草津市だけでなく滋賀県全体で低迷している印象です。京都市では小中学校の100%で「放課後まなび教室」として実施しています。特に「放課後まなび教室」と児童クラブの連携が非常に重要な課題となっています。彦根市は実施している学校がいくつかありますが、滋賀県全体ではまだ少ないのが現状です。草津市には地域協働合校という強みがありますが、滋賀県全体でもっとこの取り組みを頑張ってもらいたいと思っています。時間が来ましたので、一つ目の議題についてはここで終了とさせていただきます。

(2) 草津市こども・若者計画 別紙（乳児等通園支援事業）について

【事務局】

<資料4説明>

【委員長】

新しい制度として、「乳幼児等通園支援事業」についての説明でした。これは通称「誰でも通園制度」と呼ばれ、これまでの共働き家庭だけでなく、それ以外の家庭においても、一定時間、保育施設を利用できる制度です。来年度、令和8年度から始まる予定のこの制度について、何かご質問やご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

【A 委員】

「利用可能時間は1人あたり月10時間上限」という記載は利用するこどもに関するものでしょうか。そのあとに「3時間以上も可」という記載も出てきますが、おそらくこちらは保育施設側がこの制度を3時間以上実施することも可能という意味でしょうか。この点を明確に記載していただけると、利用者である市民にとって、より理解しやすいと感じました。もう一点、資料には「保育所」と記載されているので、公立保育所を想定しているのかと思いますが、私立に対しても働きかけていくということでしたら、「保育所（園）」という表記になるのかなと思いました。

【事務局】

「乳幼児等通園支援事業」の利用時間について、資料にある「月 10 時間上限」と「3 時間以上も可とする」という表記が分かりにくいのではないかとのご指摘をいただきました。

一点目の利用可能時間については、いずれもこどもが主語であり、国が定める制度としての利用時間の上限は月 10 時間ですが、市町村の状況に応じて、令和 8 年度と令和 9 年度は上限を月 3 時間以上と設定することも可能です。

#### 【A 委員】

月 10 時間を上限として、3 時間以上でも可であるならば、違和感を覚えるため、注記等で説明を加えるのが良いと思います。

#### 【B 委員】

同じ箇所について質問ですが、3 時間以上と記載することで、上限がなくなるということでしょうか。

#### 【事務局】

上限がなくなるわけではありません。原則月 10 時間が上限ですが、市町村の状況に応じて、上限を月 3 時間に変えることも可能ということです。

本市では、保育園の需要が多い現状を考慮し、令和 8 年度と令和 9 年度は月 3 時間を上限として設定する方向で検討しています。

今回提示した資料は、国の制度内容をそのまま記載したものであり、市民向けの補足説明が不十分であったため、誤解を招いてしまい申し訳ありませんでした。

国の制度としては、こども 1 人あたりの利用可能時間について、月 10 時間を上限としないといけませんが、市町村によって待機児童が出ている、出ていないが異なるため、令和 8 年度と令和 9 年度は月 3 時間を下限として暫定的に利用時間を定めることができ、令和 10 年度には月 10 時間を上限としないといけないという制度となっております。

2 点目の保育所の表現については、国の基準をそのまま写しておりますが、市民向けに公表していく際にはわかりやすいようにさせていただきます。

#### 【D 委員】

利用料金についてお伺いします。資料には「1 時間 300 円程度」と「1 時間 1,300 円」の 2 種類の金額が書かれています。この金額の違いは为什么呢。

#### 【事務局】

「1 時間 300 円程度」は、保護者が施設に直接お支払いいただく料金です。「1 時間 1,300 円」は、この事業の運営費を賄うために、国から市を経由して施設に支払われる補助金の基準額です。利用者向けには、ご負担額である 1 時間 300 円程度とご案内することになります。

す。

【B 委員】

令和 8 年度から、この「誰でも通園制度」が始まると、現在行われている「一時預かり事業」等は統合され、廃止されるのでしょうか？

【事務局】

「誰でも通園制度」は、保護者の就労状況や疾病といった理由に関わらず、全てのお子さんが保育施設を利用できる新しい制度です。

現在の保育制度は、保護者の就労や疾病などの理由で、お子さんの保育が困難な場合に利用するものです。両者は異なる目的を持つ制度であり、「誰でも通園制度」が始まることで、既存の制度がなくなることはありません。

（３）重点的な取組（こども・若者の社会参画・意見表明）について

【事務局】

<資料 5 説明>

【委員長】

これまでの「子ども・若者計画」は、大人目線で作られてきました。今後は、こどもと若者を真ん中に置き、彼らが住みよく、より良い地域を作るためにはどうすればいいのか、という視点がより重要です。「重点的な取り組み」として、こどもや若者の社会参加や意見表明の場を増やすという草津市の取り組みは、非常に良いことだと思います。

委員の皆さんに資料 5 について、この取り組みをどう評価し、どう考えているかお聞かせください。また、こども・若者を真ん中に置いた取り組みとして、何かアイデアがあればぜひご意見をいただきたいです。特に、今回初めて参加してくれた 3 名の大学生委員は、まさにこの計画の中心にいる当事者です。もっとこんなことをやってほしい、こんなアイデアがある、といったご意見があれば、自由に発言してください。そのご意見を、今後の取り組みに活かしていきたいと考えています。

【E 委員】

私は「クラブアトラクション」という団体に所属しています。これは大学生が主体となって活動するサークル団体で、主にこどもたちを対象に週末にイベントをやっています。

私たちは毎週木曜日に集まってミーティングをし、こどもたちに一つでも成長した、達成した、という気持ちで帰ってもらえるようにプログラムを計画しています。こどもたちが学校とは違う場所で活動したり、学校とはちがう友達とつながることをメインにしていますが、私たち大学生自身も、こどもたちと一緒に成長できるような 1 日にしたいと考えて、色々

な計画を話し合ったりしています。一步踏み出そうとするこどもたちを後押しする取り組みにしていきたいです。

#### 【F 委員】

草津市が現在行っている若者交流の機会は、とても良いものだと思います。若者同士でなければ通じ合えない部分もあります。小学生以下のこどもは交流の機会が多いと思いますが、若者は謙虚になってしまったり、自分からは行動しにくい部分があったりすると思います。チラシを見て自発的に参加しようと思う若者は少ないかもしれません。今後は参加する対象者や特徴を絞ったりして、「この人たちなら参加しやすい」「このテーマなら参加したい」と思ってもらえるような交流会を増やしていくことが重要だと思います。様々な意見を集めることで、より良いものになっていくのではないのでしょうか。

#### 【G 委員】

私は今、SOS 委員会という防災関係の団体に所属しており、地域の方々と一緒に防災フェスに向けて準備を進めています。今年は、こどもたちにもっと来てもらえるようなイベントにしようと活動しています。こどもたちが「やりたい」と思ったアイデアをフェスで実現できるように、2週間に1回程こどもたちと会って、クイズ大会やバケツリレーといったアイデアを出してもらいました。こどもたちが色々な意見を出し、それを実現していくことは、すごく意義のあることだと感じています。ただ、フェスが終わってしまうと、そこで関わりが終わってしまうのではないかと懸念しています。今後は、小学生や中学生が SOS 委員会の委員として関わってくれるような、長期的な取り組みができる体制や、働きかけができればいいなと思っています。

#### 【H 委員】

私の所属する団体では、草津市の「人とくらしのサポートセンター」と連携し、居場所支援や就労準備等の支援を行っています。ただ、社会とのつながりが希薄だった方が、居場所や仕事を探すために、いきなり居場所を探しに行ったり、ハローワークに一緒に行こうと言われていたりしても、ハードルが高いことがあります。そこで昨年度から、ある学区の社会福祉協議会と連携し、場所を借りて、自分たちでも居場所作りを始めました。その場所で一緒にボランティアをしたり、一緒に出かけるなど、まずは私たちとの関係性をしっかり作るという取り組みも行っています。一緒にボランティアに行ったり、居場所で遊んだりするということは、今後の支援に向けたアセスメントとしても、非常に有意義なことと実感しています。今の資料のように、大学生の方等がご自分の考えを発信する場があったり、公募で3名の大学生が委員になっていたりすることはとても素晴らしいと思います。私たちと一緒に活動する人たちの中にも、20代や30代の若者がいますので、そういった人たちの声も届けていけたらと思っています。また、実際に声を聞いていただく機会があれば嬉しいです。

### 【委員長】

突然、ひきこもり状態の若者が、職場のような就労の場に行くのは難しいものです。その間にワンステップとして、地域の中で自分の居場所を見つけることが重要です。そこで社会と交流し、徐々に次のステップへと進んでいく。そのような「ホップ、ステップ、ジャンプ」のようなスムーズなつながりができると、こどもたちや若者たちが地域の中で居場所を見つけ、自分の生き方を考えるきっかけになるかもしれませんね。

### 【Ⅱ 委員】

私たちの所属する団体は、資料の 7 ページにある、草津市との協働事業「チャレンジ協働事業」に取り組んでいます。予算 20 万円で活動を進めており、ちょうど半分くらいの段階まで来ています。去年は途中からの参加だったため、手探りで進めてきましたが、今後も継続して活動していきたいと考えています。市からも予算の継続採択をいただき、半年間で活動を進めてこられた実績があると思いますので、今後の見通しについて伺いたいです。協働事業は 2 年間で終了となりますが、3 年目以降は実績があれば、予算化してもらえると聞いており、見通しや、来年度の予算についてもご意見を伺いたいです。この事業が今後も継続していくことに期待していますので、質問させていただきました。

### 【事務局】

本事業では、様々な取り組みを試行錯誤しながら、継続して実施しております。昨年度に引き続き、今年度も「くさつ未来プロジェクト」と連携させていただき、2 年間の継続事業として取り組んでいます。

今年度は、こどもたちや大学生と連携することで、多様なアイデアが生まれています。今後も、新たなチャレンジを積極的に行ってまいります。また、本事業に関わった皆様が、この取り組みを継続したり、チャレンジしてくださったりするとありがたいと考えております。

### 【Ⅲ 委員】

まず、資料で使われている「こども」、「子ども」、「子供」という 3 つの漢字表記の使い分けについてです。これは意図的なものなのでしょうか。全体で表記の統一は図られているのでしょうか。

次に、若者・こども事業に関してです。市役所の各課で、200 事業と多くの事業が実施されているかと思いますが、統括してまとめるための意思疎通を図るための会議について市役所ではどのようにされているのでしょうか。その中で事業の目的や意図を市民の方々に伝えることは、非常に難しいと感じています。私自身も保護者の方々と話す機会が多いのですが、相手にこちらの意図がうまく伝わらないことがよくあります。特に、若者や中高生は、大人とは異なる視点を持っているため、こちらの意図をそのまま伝えるのは困難です。この

ような状況に対して、市役所内でどのように意識を共有し、市民への情報発信を行っているのか、その具体的な取り組みについてお伺いしたいです。本日の会議を通じて、そうした素晴らしい取り組みについてお聞かせいただき、今後の参考にさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

#### 【事務局】

まず、表記の使い分けについてです。国は、ひらがなの「こども」を推奨する動きがありますが、一方、法律などで漢字の「子供」や「子ども」が定められている場合もあります。本計画では、法令等で定められた名称については、その表記を使用し、それ以外については「こども」表記と使い分けをさせていただいております。この点については、昨年度も同様にご説明し、ご理解をいただいております。

つぎに、市の体制についてですが、本計画を策定するにあたっては、市長や各部署の部長が参加する会議で、議論の内容を定期的に報告し、市の意思統一を図っています。

また、この会議には様々な関係部署が出席しており、参加者の皆様からのご意見や状況を直接伺うことで、部署間の共通認識を深め、より効果的な政策の実現を目指しています。今後とも、各部署が連携し、皆様のご意見を反映させた取り組みを進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

#### 【委員長】

草津市では、現在、こども・若者計画をより具体的な形で充実させていく方向で進めています。今後も、皆様のご意見や考えを積極的に活かしていきたいと考えています。こども、若者、大人、そして地域の交流といった取り組みは、ただ実施したということだけが重要なわけではありません。最も大切なのは、そこで生まれたこどもたちとの対話が、これからの草津のまちづくりや地域づくりにどのように活かされていくかです。「これをやりました」で終わるのではなく、こどもたちが言ったことが、具体的に地域の活性化に繋がったという事例があるからこそ、「ちゃんと自分たちの話を聞いてくれている」「意見がまちづくりに活かされている」と感じ、それが「もっと頑張ろう」という次への意欲に繋がるのだと思います。ですから、市の担当部署の方々には、今回の取り組みをワンステップとして、それが今後どのように草津のまちづくりに活かされたのかを、積極的に情報発信していただきたいです。それが、次の事業や地域交流に繋がっていくと思っています。

本日の議題はこれで全て終了とさせていただきます。本日は貴重なご意見を賜りまして、ありがとうございます。特に大学生の皆さんや若い方々の参加を受けて、皆さんの意見をしっかりと受け止めながら、この会議を進めていきたいと思っています。

今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議を終了とさせていただきますので、進行を事務局にお返しします。

## 7.閉会

---

【事務局】

<こども若者部長より挨拶>